

事 務 連 絡
令 和 7 年 9 月 30 日

地方厚生（支）局
保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長

令和6年能登半島地震に係る企業型年金における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付期限日について

先般、「富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例」（令和6年厚生労働省告示第4号）が告示され、令和6年能登半島地震に係る確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）第16条の2第1項又は第3項の規定に基づく厚生労働大臣が定める場合がそれぞれ指定されたところですが、今般、「石川県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件」（令和7年厚生労働省告示第264号）（別添参照）が告示され、石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町について、同条第2項及び第4項の規定に基づく、厚生労働大臣が定める納付期限日が指定されたので、貴管内企業型年金を実施する事業主への周知方よろしく申し上げます。

○厚生労働省告示第二百六十四号

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第二項及び第四項の規定に基づき、富山県及び石川県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例（令和六年厚生労働省告示第四号）により、同条第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として指定された場合（石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に係る場合に限る。）における同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣が定める日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月三十日

厚生労働大臣 福岡 資麿